

## 災害時における専用水道の使用に関する協定書

千葉市（以下「甲」という。）と株式会社幕張テクノガーデン（以下「乙」という。）は、地震、風水害等による大規模災害時における専用水道の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、甲が被災した市民の援助その他応急措置として緊急に飲用水・生活用水が必要になった場合に、乙が保有する専用水道の地下水（以下「地下水」という。）を甲に供給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （専用水道施設の所在地）

第2条 この協定における地下水を供給する施設は、別表1に定めるとおりとする。

### （協力の内容）

第3条 乙は、甲の協力要請に基づき、地下水の使用が可能で業務等に支障のない範囲において地下水の供給について協力するものとする。

2 乙は、甲から乙の施設において市民等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、市民等へ地下水を供給するものとする。

3 乙は、甲から甲が指定する給水車等への地下水の供給について要請があった場合、給水する日時、場所及び人員等の条件を甲と協議の上決定し、その条件の範囲において、給水車等へ地下水を供給するものとする。

4 地下水の市民等の第三者への供給はすべて甲の責任で行い、地下水の供給に関して事故等が生じた場合であっても、乙が通常の管理（自己のものと同様の管理）をしている限り、乙は責任を負わないものとする。

### （協力要請）

第4条 甲の乙に対する協力要請は文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等により要請を行い、その後、速やかに文書を提出するものとする。

### （供給期間）

第5条 地下水の供給期間は、甲の要請する日から、公的水道の復旧等により、甲が給水の必要がないと判断するまでの間を原則とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(費用負担)

第6条 地下水の供給に要する費用は甲が負担するものとし、その金額については、甲乙協議の上決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）が適用された場合については、その定めに従うものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は地下水の供給を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者を別途定めるものとし、連絡先及び連絡責任者の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成26年12月16日

別表 1 (第 2 条関係)

|              |                             |
|--------------|-----------------------------|
| 施設 (井戸) の所在地 | 千葉市美浜区中瀬 1 丁目 3 番地          |
| 施設の深度        | 掘削震度 120m, 井戸ポンプ位置 16m      |
| 汲み上げ方法       | 口径 25A・出力 3.7kw の水中ポンプ× 2 台 |